

パブリックコメントの結果、とくに意見はございませんでしたが、並行して協会・会員においても検討を行い、以下のとおり加筆・修正を行いました。

No	対象	対象条項	ご意見	日本暗号資産取引業協会の考え方
1	暗号資産の取扱いに関する規則	第5条第4項	①「一定の会員について協会事前審査の対象を協会が所定の方法で指定する暗号資産以外の暗号資産に限定する制度」というご記載について、デリバの記載と平仄が合っていません。（どちらかが）平仄を合わせてはどうでしょうか。 ②なお、現行の記載は、間違いでないものの、制度の本来の趣旨が伝わるようわかりやすく記載できないものでしょうか。 例えば、「一定の会員について協会が所定の方法で指定する暗号資産については協会事前審査の対象外とする制度」といった記載など。	①規則が分かれていることへ対応し、それぞれ書き分けていたものですが、表記を統一いたしました。 ②ありがとうございます、趣旨をくみ取れるよう表現を修正いたしました。
2	暗号資産の取扱いに関する規則	第5条第4項	グリーンリスト制度における対象銘柄は、協会事前審査対象外というのが制度の趣旨と理解しております。「グリーンリスト制度において協会事前審査の対象となる暗号資産」とあるのは「グリーンリスト制度において協会事前審査の対象外となる暗号資産」ではないでしょうか。	ご指摘をありがとうございます、表記の修正を行いました。
3	暗号資産の取扱いに関する規則	第5条第4項	グリーンリスト制度について、「一定の会員について協会事前審査の対象を協会が所定の方法で指定する暗号資産以外の暗号資産に限定する制度」と裏側から定義がなされておりますが、単に「一定の会員については、特定の場合を除き、協会事前審査を経ることなく暗号資産の上場が可能となる制度」などと規定した方が理解しやすいように思います。	趣旨に沿って表記の修正を行いました。
4	デリバティブ関連取扱暗号資産に関する規則	第5条第4項	同上	趣旨に沿って表記の修正を行いました。
5	暗号資産の取扱いに関する規則	第5条第5項	CASC制度について、「一定の会員について協会事前審査の対象を協会が所定の方法で指定する暗号資産以外の暗号資産に限定する制度」と裏側から定義がなされておりますが、単に「一定の会員については、特定の場合を除き、協会事前審査を経ることなく暗号資産の上場が可能となる制度」などと規定した方が理解しやすいように思います。	趣旨に沿って表記の修正を行いました。
6	デリバティブ関連取扱暗号資産に関する規則	第5条第5項	同上	趣旨に沿って表記の修正を行いました。
7	暗号資産の取扱いに関する規則	第7条第5項	協会が指定する暗号資産、データの提出の時価取得時刻、協会への提出時限についてご提示いただきたい。 協会の指定する要領に記載されるのであれば、要領をご提示ください。	参考価格の提出要領については、過去に会員通知において発出済みなほか、参考価格ファイル内に算出方法や会員の提出時刻を記しています（例： https://rf-dat.jvcea.or.jp/ReferRate/referratefile?pair=BTCJPY ） そのため、現時点ではこのままでも差支えはないと思料しますが、会員通知や参考価格ファイル内など、情報が散逸していることから、会員が求める事項について、ガイドラインへ「参考価格の算出対象として協会が指定する暗号資産は協会Webへ、対象となるデータの取得時間および協会への提出時限は参考価格ファイル内へ、それぞれ記載をしています。なお協会が指定する暗号資産は、会員の取り扱い状況により増減することがあります。」という記載を加えました。

8	暗号資産の取扱いに関する規則	第10条第2項4号 取扱廃止時の対応	<p>暗号資産の取扱いに関する規則にて、「(4) 周日日において取扱廃止暗号資産を取り扱う他の暗号資産交換業者の有無及び当該業者の名称」の利用者への周知が明示されている。この点、銘柄の取扱を廃止する際に、他にどの業者で取り扱っているのかを提示するのはリスクがあるため、除外することを再検討いただきたい。また、再検討いただいた上で取扱廃止銘柄の取扱業者名の提示が必要な場合、JVCEAの登録業者の中で該当する取引所名をすべて提示する必要があるのかご教示いただきたい。</p>	<p>今回の規則修正案となる文言ではないことからご参考となりますが、当文言の記載の趣旨は、利用者保護を念頭にしたもので、利用者がある会員サービスを介して取り扱っていた銘柄が取引できなくなった場合に、今後どこで取引をすればいいかを案内する趣旨であると考えられます。また当文言は、個社が他社の評価をすることを念頭に置いておらず、国内利用者の利便性を第一に置いていると考えられることから、規則における当文言は維持することが望ましいと考えます。他方で会員の指摘する通り、取り扱いがあったとしても、たとえば行政処分下にある他社を利用者へ案内することは、利用者保護に資するとは言えないと考えられることから、ガイドラインへ、「協会が必要に応じ記載の指示をすることがある」という趣旨の追記をいたしました。</p>
---	----------------	-----------------------	--	--